

安芸国廿日市鋳物師の一考察

—近世初頭の鋳造活動を中心として—

藤

下

憲

明

安芸国廿日市鋳物師の一考察

—近世初頭の鋳造活動を中心として—

藤下憲明

はじめに

中世廿日市の歴史は嚴島社と切り離すことの出来ない深い関わりがあつた。嚴島社領支配の本拠地が桜尾山麓に置かれ神官、神領衆や嚴島社造営に関わった職人衆などが居住して門前町的な一集落から城下町へと変貌していったものとみられる。

ここに居住していた職人衆の中で嚴島社造営の金具を鋳造した鋳物師は中世から約四〇〇余年の間廿日市を中心に鋳造活動を行つており、現在七十六ヶ所の作品を鋳造したことが判明⁽¹⁾している。しかし、これらの作品は永年の鋳造活動で鋳造した作品のはんの一部で数多くの作品は歴史から消え去つたものとみられる。

筆者はかつて山県郡千代田町寺原に所在の寺原八幡神社の梵鐘を調査したところこの梵鐘は各地を流転しており、流転の始まりは文禄・慶長の役での供出ではなかろうかと推察してみた。武器を鋳造するため梵鐘など金属類の供出についての記述は幕末から明治にかけての史料で多くみられ、また、太平洋戦争時にも多くの梵鐘が供出されたことは記憶に新しくこれに関する論述も多くみられる。しかし、文禄・慶長の役で梵鐘などの金属類が武器に鋳造されたこと記したものは管見のかぎり向上寺の梵鐘銘文から論述⁽²⁾されているのみである。本稿では乏しい史料から廿日市鋳物師が関わっていたと思われる武器鋳造について論述してみたい。

また、廿日市が史料上初めて登場する「三郎次郎詫状」⁽³⁾の署名の右肩には「ひがしかり屋」と記されており、このかり屋については仮設の小屋（店舗）であるとの解釈がされて定

説化⁽⁴⁾されつつある。しかし、安芸・備後・周防国の鋳物師の活動地には地名や屋号などの呼称で複数のかり屋がみられるので、これらの事例を紹介して「ひがしかり屋」の解釈について問題提起してみたい。

中世・近世初頭の鋳造活動

廿日市の鋳物師山田氏は鎌倉時代火災に見舞われた厳島社の再建・造営の金具鋳造のために鎌倉より呼び招かれたといわれている。しかし、文献・鋳造作品などからこれらを裏付けることが出来ず、これは山田家相伝を元に江戸時代に記されたものとみられ、信憑性の乏しい史料とみるべきであろう。神領域の鋳造活動をみると宝治三年（一二四九）に鋳物師大工佐伯家延、引頭坂上助永が厳島神社の鐘を鋳造している。佐伯氏を称している家延は旧神主家の佐伯氏に隸属していた鋳物師と想定されるが、どこの地で鋳造活動をしていたのかは定かでない。

弘安四年（一二八一）には開田庄（現安芸郡海田町付近）の鋳物師が厳島神社に鰐口を寄進しており、以降約一五〇年の間神領域において鋳物師の鋳造活動は見出せず、鋳物師山田氏の鎌倉からの来住説には検討を要するものと思われる。

ところで廿日市鋳物師の鋳造作品の初見は永享九年（一四三七）に藤原朝臣安信が鋳造した宇佐八幡神社（山口県錦町）

の鉄燈籠で、享徳三年（一四五四）頃には伊保庄（山口県柳井市）賀茂神社の梵鐘をひがしかり屋三郎次郎が鋳造して柳井の金屋よりこの地方の独占権を侵害したと非難されたためにこれを詫びている。

このように廿日市鋳物師は山口県東部まで進出して商業活動をしていたことが知られ、以降主に厳島神領を中心とした地域で鋳造活動をしていてことが廿日市鋳物師鋳造作品一覧表（表1）からも伺うことができる。

廿日市鋳物師は歴代の領主との深い関わりがあつたことが鋳造作品などから知られ、厳島神主家藤原氏の時代をみると藤原宗親は明応五年（一四九六）に極楽寺の梵鐘を寄進しており、鋳工久信に依頼している。また、藤原興藤・広就は天文二年（一五三三）厳島神社五重塔の露盤を鋳工壱岐に依頼している。

鋳工名は不明であるが文明十一年（一四七九）厳島社撰社である速谷神社の梵鐘を藤原教親が寄進している。この梵鐘は厳島神主家の本拠地で鋳造活動をしていた廿日市鋳物師が鋳造したことは明白であり、これらから廿日市鋳物師は厳島社に隸属していた鋳物師であったことが伺えるのである。

天文十年（一五四一）厳島神主家であつた藤原氏は滅亡して神領域は大内氏の支配下となり、領主の交代を示唆するよう天文十一年（一五四二）厳島神社の梵鐘が大内義隆により寄進されており、鋳工敏信に依頼している。また、義隆は

表1 中世・近世初頭の廿日市鑄物師铸造作品一覧表（推定作品も含む）

铸造作品名称	所在地（元所在地）	铸造者銘文	铸造年月日	西暦	備考
光明寺の鰐口	山口県周東町祖生	安信	応永25年1月8日	1418	周東町重文
宇佐八幡神社の鉄燈籠	山口県錦町宇佐	藤原朝臣安信	永享9年8月	1437	山口県重文
賀茂神社の梵鐘	(柳井市)	ひがしかり屋三郎次郎	(享徳3年頃)	1454	
速谷神社の梵鐘	(廿日市市)	?	文明11年11月27日	1479	
極楽寺の鰐口	広島県廿日市市原	久信	明応2年5月1日	1493	広島県重文
極楽寺の梵鐘	(廿日市市)	久信	明応5年6月18日	1496	
厳島神社荒夷社の鰐口	(宮島町)	?	永正17年1月	1520	
厳島神社五重塔の露盤	広島県宮島町	壱岐(久枝壱岐・墨書)	天文2年3月17日	1533	現存
厳島神社の梵鐘	(宮島町)	敏信	天文11年2月	1542	
西光寺の梵鐘	広島県沼隈町下山南	直家	天文13年6月20日	1544	広島県重文・元地御前神社梵鐘
厳島神社高舞台の擬宝珠	広島県宮島町	(久枝二郎三郎綱家・文)	天文15年6月	1546	現存
生見の鉄燈籠	山口県美和町生見	綱家	天文15年8月	1546	山口県重文
厳島神社反橋の擬宝珠	広島県宮島町	?	弘治3年4月	1557	現存
厳島神社の梵鐘	(宮島町)	山田讚岐守敏信	永禄3年9月1日	1560	
浄土寺の梵鐘	(尾道市)	?	(永禄3年頃)	1560	
厳島神社大風爐釜・堅石	広島県宮島町	?	永禄7年3月	1564	現存
超覚寺の梵鐘	(広島市)	久枝市允藤原朝臣延俊	天正5年	1577	元洞春寺梵鐘
海藏寺の梵鐘	(広島市)	山田宗次郎	天正12年	1584	
草津大門の金具	広島市西区草津町	善右衛門(宗次郎秀久・文)	天正12年	1584	現存
極楽寺本堂の宝珠	広島県廿日市市原	?	慶長4年11月	1599	現存
淨円寺の梵鐘	(広島市)	藤原朝臣山田次右衛門尉広国	元和7年4月25日	1621	(銘切作品)
自得公卯塔枠形の擬宝珠	(広島市)	次右衛門	寛永10年	1633	
善徳寺の梵鐘	広島市安佐北区高陽町	山田次右衛門尉	寛永11年7月	1634	広島市重文・元白神社梵鐘
寺原八幡神社の梵鐘	広島県千代田町寺原	広国	寛永16年2月15日	1639	現存(銘切作品)

註：铸造者銘文で？印部分は推定作品を示す。なお文献・典拠等については割愛する。

天文十三年（一五四四）厳島外宮である地御前神社の梵鐘も寄進しており、鋳工直家に铸造を依頼している。

大内氏滅亡後の神領域は毛利氏の支配下となり永禄三年（一五六〇）厳島神社の梵鐘が毛利隆元により寄進されおり、鋳工山田讚岐守敏信に铸造を依頼している。また、天正五年（一五七七）洞春寺の梵鐘が毛利輝元により寄進されており、鋳工久枝市允藤原朝臣延俊に依頼している。

いずれも鋳工名が不明であるが弘治三年（一五五七）厳島神社反橋擬宝珠、永禄七年（一五六四）厳島神社大風爐釜・豎石を毛利元就・隆元より寄進されているが、これらも廿日市铸物師が铸造したことは間違いないものと思われる。

これらから廿日市の铸物師は神領域の領主であった厳島神主家の藤原氏、大内氏、毛利氏等との深い関わりがあったことがわかる。そこで毛利氏と廿日市铸物師との関係をみていくと、厳島神主家時代に神領衆であつた糸賀平左衛門尉（宣棟）^⑤は天文二十三年（一五五四）に佐西郡の地や間口十三間の廿日市居屋敷などを毛利氏から給与されており有力町人化していることが伺われる。この平左衛門尉の子平次郎が铸物師山田家の養子になつており、間口十三間の廿日市居屋敷は江戸時代山田家が經營していた廿日市本陣の間口と符合しているので、屋敷地は糸賀氏から山田家に伝えられたものとみられる。

これらをみていくと文禄・慶長の役ころ親密な関係にあつ

た豊臣秀吉から毛利氏に課せられた武器の铸造には、毛利氏の影響力が廿日市の铸物師に及ぶのは明白であり次項で武器铸造について触ることにする。

大砲崩しの铸造

文禄・慶長の役で武器铸造のために梵鐘を供出したことを記した史料は、管見のかぎり広島県内では向上寺（豊田郡瀬戸田町）の梵鐘と安国寺（福山市鞆町）の梵鐘の二例のみである。このうち向上寺梵鐘の第四区の銘文^⑥をみると、

國之賢太守、為國家平安取諸寺
社之鐘磬作却敵之鐵砲矣、

嚴命因難逸當寺之洪鐘、亦已及打

破、維時大旦那平朝臣景長公并
簾中、无ニ之誠精碧落之碑、无匱、

本同當島中无大小男女励一紙半錢
之志、花鯨再上旧樓備法器者也、

今茲慶長四記己亥中夏吉賛

右施主 住持 比丘全鶴欽誌

松月道玉

とあり、領主である毛利氏は文禄・慶長の役に必要な鉄砲を铸造するためには寺社の梵鐘や磬など金属什器を供出させていたことが伺えるのである。このような供出は毛利氏の領内一円で行なわれたものと思われるが、広島県内では前出のところ二例のみの確認しか出来なかつた。しかし、山口県内では文禄・慶長の役に伴う寺社の梵鐘の供出や流転などについて記述されたものが多くみられ、これらのうち廿日市鑄物師の元に集められて武器が铸造されたことを伺わせる史料⁽⁷⁾をみていくことにする。

周防国西豊井村（山口県下松市）泉処寺の住職宥覺は慶長

五年（一六〇〇）に「件鐘紛失ノ事ハ依企高麗陣鉄炮ノ支度トシテ天正十八年國中ノ鐘悉ク広島へ被取集、：後略：」と記している。また、延宝八年（一六八〇）に铸造された同寺の梵鐘の銘文にも「：前略：古來於此地有洪鐘當戰國此時散失矣、：後略：」と刻してあり、文禄・慶長の役で鉄炮にするために梵鐘が供出されこれらは広島へ集められたようである。

そこで中世後期に安芸国で铸造活動をしていた鑄物師について関係文献と作品からみていくことにする。全国の鑄物師支配をしていた真繼家文書⁽⁸⁾をみると天文十七年（一五四八）六月、真繼家の諸国鑄物師公事役再興の働きかけに対しこれに応じた大内氏は天文十八年（一五四九）三月各守護代に対して鑄物師公事役の勤仕を分国中に申触れるよう命じてい

る。

これをうけて天文十八年（一五四九）十二月十六日の「山本泰久書状」に、

就當町鑄物師公役之儀、御奉書存厥旨候、則公役等堅固申付候、委細柳原殿御内圖師三郎方可有言上候、此旨可預御披露候、恐惶謹言

十二月十六日

泰久

相良遠江守殿
龍崎加賀守殿

とあり、桜尾城に居城していた山本泰久は当町（廿日市）の鑄物師に公役を勤めるよう命じている。また、大内義隆を倒した陶晴賢も大内氏の政策を踏襲し、天文二十一年（一五五二）から天文二十三年（一五五四）ころにも廿日市鑄物師の上司公役の勤仕を命じており、安芸国では廿日市鑄物師のみが真繼家の支配を受けて铸造活動をしていたようである。

これを裏付けるように当時安芸国で铸造活動をしていた鑄物師の作品は表1にみられるもの以外は確認できず、長年にわたって铸造活動をしていた廿日市鑄物師は安芸国唯一の鑄物師とみられ、広島とあるのは当然廿日市とみても間違いないであろう。

しかし、廿日市に集められた梵鐘で兵器を铸造したとの直

接的な史料は管見していないが、兵器铸造をしていたことを推察させる史料をみていくこととする。

萩藩の細工人として鉄砲その他の铸造をしていた郡司讚岐

が寛文二年（一六六二）六十六歳のときに記した「郡司讚岐申遣状」に「：前略：禪僧頼三方と云僧唐渡して邊と云もの稽古して帰朝す、此流儀玄利稽古して芸州へ帰り国崩しと云大筒铸候、国崩の事大邊と云、此流儀塚本五郎左衛門芸州にて山田市右衛門と云ものに伝授仕候、高麗陣の時大筒寺社の釣鐘を以太向様御铸させ候付、防州にて輝元様御代五郎左衛門へ大筒六挺御铸せ調差上げの由に候、：後略：」とあり、郡司讚岐の父である五郎左衛門が安芸国の山田市右衛門から國崩しの铸造技法を伝授しているのである。

先にも記したが安芸国の铸造物師といえば廿日市の铸造物師であり、山田市右衛門とあるのは山田次右衛門の間違いで誤って記されたものと思われる。しかし、山田家の代々が襲名している次（治）右衛門の初見は元和七年（一六二二）であり、铸造技法を伝授した铸造工名が忘れられて江戸初期に活躍していた山田次右衛門を郡司讚岐が間違つて記したのではないかと思われるのである。

前出した史料のうち泉処寺の史料は慶長の役直後に記されており、郡司讚岐の史料は親からの言い伝えを記したものでそれなりに信用に値するものと思われる。これらから文禄・慶長の役で廿日市の铸造物師が長年培つた铸造技術で兵器をも

铸造していたことが推察できるのである。

安宅船の船釘铸造

文禄・慶長の役出兵のためには大量の軍需物資を海上輸送しなければならず、秀吉は毛利氏に朝鮮渡海用の安宅船（軍艦）を建造するよう申付けており、この安宅船は安芸国久芳浦（大竹市玖波町）の唐船浜で造られている。

唐船浜は玖波村の町並みの東に位置する馬ためし峠（唐船ヶ峠）と鋸ノ峠（長峠）の間の入り江で、天正三年（一五七五）の「中書家久公御上京日記」によると「：前略：儻舟ちの左の方ニくはたとて町立有、是ハ舟を作所也、作おろさるゝ舟五拾二艘かハらはかりをすえ置たるハ数をしらす、：後略：」とあり、相当の規模で造船が行わっていたようである。唐船浜で造られた安宅船の数量については定かではないが、宮徳丸¹²、安穂丸¹³、防房丸¹⁴などの軍船が造られていたことが記されており、これらのうち宮徳丸、安穂丸は秀吉によつて日本丸と呼ばれている。

安宅船の規模について宮徳丸は船内に筵を五十八枚も敷くほどの広さで、兵糧が二万三千俵積むことが出来たという。また、安穂丸は長さ七十間（百三十八メートル）、横四十間（七十九メートル）で十八畳敷が三間あり、兵糧が一万二千俵積まれたとある。しかし、九鬼氏が文禄・慶長の役の際に

伊勢で造った大安宅船は「志州鳥羽船寸法」という造船史料によると長さ八十三尺（二十五・二メートル）、幅三十一尺三寸（九・五メートル）とあり、また、世紀の巨艦といわれた戦艦大和の全幅は三十八・九メートルであり、これらと比較すると桁外れの寸法であり、これらの出典史料⁽¹⁶⁾は後世に規模などを誇張して記されたものとみられ信憑性に乏しいものと思われる。

安宅船を建造するためには多くの材木が集められており、安芸・周防国境の小瀬川沿いにある小瀬村（岩国市小瀬）の山からも船板に使用する材木が搬出されていたものとみられ、享和頃（一八〇一～一八〇三）には船板という地名が残されていた。また、船板を止めるためには大量の船釘や鍛などが必要でありこれらは梵鐘を鋳替えて铸造をしていたのである。

「防長寺社由来」宇佐村（山口県玖珂郡錦町）宇佐八幡宮の梵鐘の項に「此鐘の儀已前毛利宰相様芸州の内玖波村と申処へ御取被迎船釘ニ相成由申伝ニテ御座候事」とあり、この梵鐘は玖波村で船釘に鋳替えられたようである。

玖波村で船釘が铸造されたということであるが玖波村での铸物師の铸造活動については明らかでない。しかし、西隣の黒川村（大竹市黒川）では廿日市铸物師の一族が铸造活動をしていたことが知られる。

⁽¹⁸⁾

黒川村の「国郡志下調書出帳」に「当村百姓与頭林藏先祖

往古者山田治部少輔と申铸物師ニ御座候所、先年京都藏人所より海田市廿日市当村へ次職改ニ登候様御廻状到着仕候節、当村よりハ上京不仕夫故中絶仕候」とあり、廿日市の铸物師である山田家の一族が黒川村に移住していたことを伺うことができる。

与頭林藏の先祖である山田治部少輔は文禄・慶長の役に伴つての特需铸造のために黒川村に移住したのではないかと思われる所以である。江戸時代に入つてからも铸造活動を行つてゐるのである。江戸時代に入つてからも铸造活動を行つて铸物師支配をしていた真継家の支配を受けており、文政二年（一八一九）ころには铸造活動は休止して真継家との関係は断絶していたようである。

史料的には裏付けできないけれど大胆な推察をすれば、黒川村で铸造活動をしていた山田家の一族は安宅船の船釘をはじめ鍛、装甲板、鎧、国崩なども铸造していたのではないかと思われる所以である。黒川村での铸造活動地の確認と発掘資料でこれらの推察を補強できることを期待したい。

铸物師の呼称「かり屋」について

铸物師の屋号や铸造関連の地名をみていくと铸物師屋（铸物屋・铸師屋）、金屋、鉄屋、釜屋、鍋屋、吹屋、吹元などがみられる。このほかに「かり屋」の呼称がみられ、享徳三年（一四五四）に廿日市ひがしかり屋三郎次郎が周防賀茂の

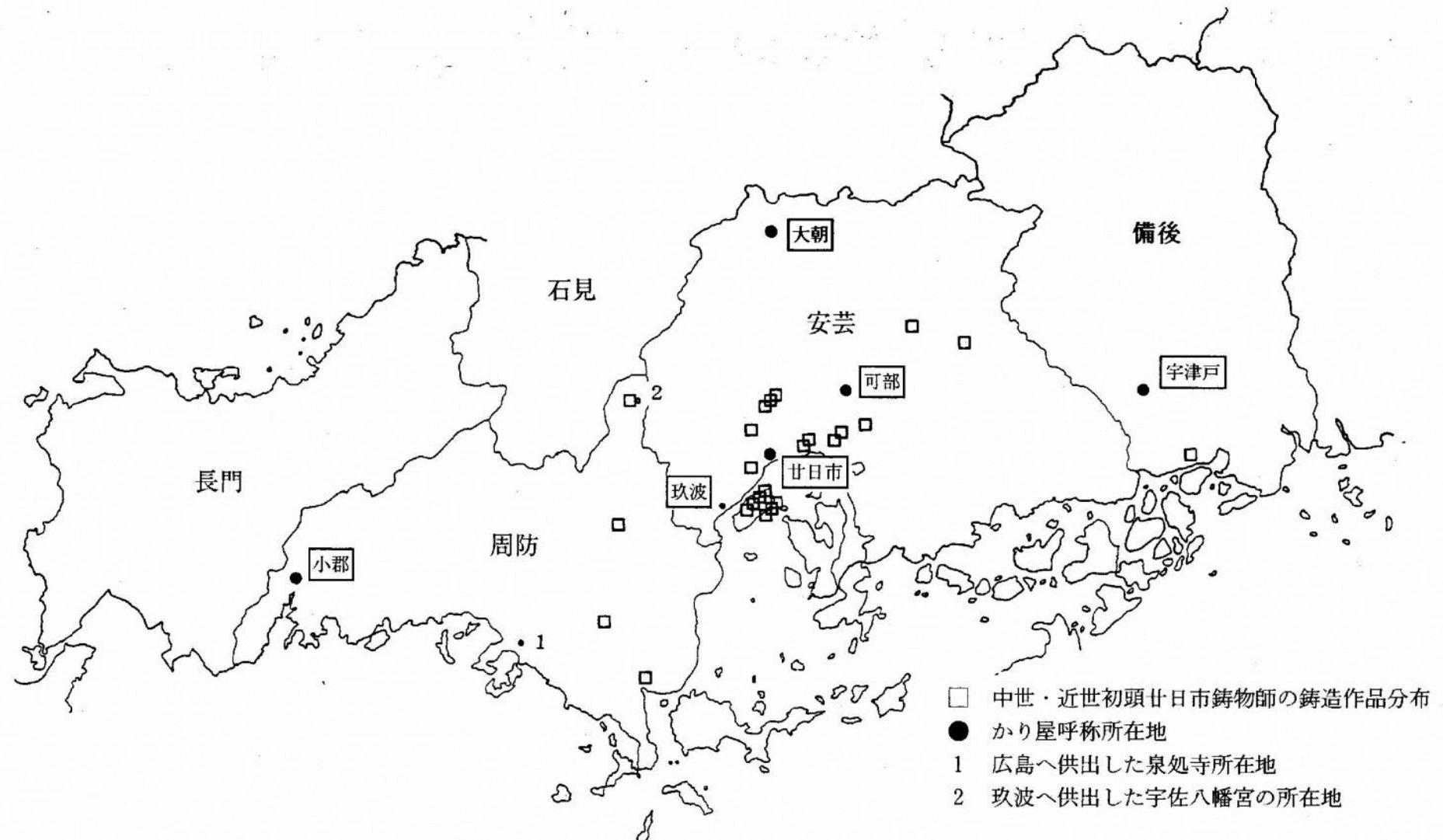


図1 鋳造活動関連位置図とかり屋呼称所在地

鐘を铸造したことで揚井の金屋の面々と紛争を生じているか
り屋が初見である。

このかり屋や永禄四年（一五六一）の「嚴島社領佐伯郡徳分所務帳」⁽¹⁹⁾にみられるかりや二郎太郎、永禄五年（一五六二）の「嚴島社領佐伯郡徳分荒所注文」⁽²⁰⁾にみられるかり屋平次郎などのかり屋については所有地と名前の符合などで山田家の屋号とみられている。他の铸物師関連の史料などをみていくと铸造関連の呼称として複数の「かり屋」がみられることから、铸物師の山田家がかり屋々号であったのは間違いないものとみられ、これらを補強する铸造関連の史料をみていくことにする。

周防国中下郷柳井田（山口県吉敷郡小郡町）で铸造活動をしていた小郡铸物師関連史料⁽²¹⁾をみると、

郡廳評 此御書に苅屋武波平左衛門云々とあり芸州に金屋⁽²²⁾铸物師の字をよみてかりやといふよしに聞ゆ、渠か先祖も芸州海田の産なりといへへ、ここに苅屋と遊ハされしも同しく金屋の事を仰せられしにや、されと金屋をよみて苅屋といふももとハ地名より出でつるか

とあり小郡铸物師の武波平左衛門（平兵衛）は永禄四年（一五六一）ころ苅屋を呼称していたことがわかる。また、「防長風土注進案」が編纂された天保十三年（一八四二）ころには武波氏の先祖は安芸国海田の産であると伝承されていたようである。

この伝承を裏付けるような屋敷名が「嚴島大願寺文書」⁽²²⁾にみられるのである。この文書には天文九年（一五四〇）に大願寺領となつた嚴島々内の有浦にあつた通称「かいたかり屋」の屋敷がみられ、この屋敷はもと海田の铸物師である「かいたかり屋」が所有していたものではないかと推察されるのである。海田の産と云われる武波氏は天文五年（一五三六）ころには柳井田で铸造活動していたことが知られる。

安芸国大朝村（山口県郡大朝村）で铸造活動をしていた大朝铸物師関連史料で、山口県豊平町吉木にある明覚寺の喚鐘の

武波平兵衛殿

铸物師

経好 判

二月七日

苅屋武波平左衛門事、任平兵衛尉、此由可申聞之如件
永禄四

十月廿八日 隆元 御判

赤川左京亮殿

小郡铸物師大工役ニ付而、從先御代被付遣候蠣灰奄荷役事
筋目之由理申之条、如前々不可有相違者也

銘文をみると、

(前略)

治工 大朝村上假屋田村源左衛門
于時 文化三丙寅天初秋第一日

と刻されており鑄物師の田村源左衛門は文化三年(一八〇六)

ころに大朝村の上假屋で铸造活動をしていたことがわかる。

この上假屋の地名をみていくと、大朝町市裏で大門屋鑄物師職場跡にある石燈籠付近が刈屋といわれており、そばを流れる大塚川に架けてある橋名は佳里也橋となっている。しかし、大朝町内耕地・山林字名の一覧には假屋・刈屋・佳里也はみられず、刈谷とあるのがこれに相当するものとみられる。

備後国宇津戸村(世羅郡甲山町)で铸造活動をしていた宇

津戸鑄物師関連の史料をみていくと、芸藩通志の御調郡宇津戸村の絵図に下假屋の地名がみられる。下假屋の近くには丹下氏の菩提寺とみられる丹下寺跡が記されているので、この地で铸造活動をしていた丹下氏の铸造関連の地名とみることができる。

丹下氏はのちに宇津戸村の市筋に铸造活動の本拠地を移しており、芸藩通志が編纂された文政二年(一八一九)ころには伝承も乏しい丹下寺跡と下假屋の地名が残されていたものとみられる。

安芸国可部町(広島市安佐北区可部町)での江戸期における可部鑄物師の铸造活動については先に拙稿⁽²⁵⁾で紹介したが、これらの铸造地名として吹屋がみられる。明治期に入りこれらの铸造技法を引き継いだ二宮初藏が明治十九年(一八八六)に東假屋工場を、佐々木房吉が明治二十六年(一八九三)に

中假屋工場を創業⁽²⁶⁾している。

假屋は地名として残つていなかつたが铸造関連の通称として鑄物師の人達に伝承されていたものとみられ、明治期の工場名称となつたものと思われる。

これら複数の史料からかり屋は中世に遡つた時代から明治期にかけて鑄物師の屋号や铸造関連の地名として呼称されていたことが判明し、これらの傍証から廿日市の鑄物師山田家の屋号がかり屋であつたことを裏付け補強することが出来たのである。

前述した廿日市のひがしかり屋、大朝の上假屋、宇津戸の下假屋、可部の東假屋・中假屋などをみていくと何れの地も複数の鑄物師が铸造活動をしていた。廿日市では山田氏と久枝氏が、大朝では田村氏と香川氏が、宇津戸では丹下氏と坂上氏が、可部では三宅氏と細田氏などが知られており、これらのうちで相対する他の鑄物師の呼称や地名は歴史から消え去つたものとみられるのである。

廿日市の町並みは東西に連なつており、前出の三郎次郎詫状のひがしかり屋は町並みの東側に位置した地で铸造活動を

していた鋳物師であつたことがわかるのである。

管見のかぎり他地方の鋳物師関連史料ではかり屋呼称や地名は見当たらず、なぜこの地方の鋳物師がかり屋を呼称していたのかは不明である。鋳物師の本拠地での鋳造活動は仮設の小屋よりは永続性のある小屋であつたものとみるのが妥当であり、寺社などの依頼で現地におもむいて梵鐘などを鋳造する出吹きの際に仮設の小屋を設けていたことから「かり屋」

の呼称がなされるようになつたのかも知れない。

寛永十五年（一六三八）の「廿日市地詰之帳」および「廿日市内後地分地詰帳」⁽²⁷⁾をみるとかり屋を呼称している町人が十名ばかりみられる。かり屋を称するこれらの町人は分家した鋳物師の一族とみられ、鋳物師関連の仕事から他の職種に就いてその屋号を並称していることが認められるのである。廿日市は佐西郡の中心的な市町であり周辺地域との関わりは深く、多くの物資や商品が流通していたものとみられる。史料が乏しく推定であるが、この地で鋳造活動をしていた鋳物師は周辺地域住民の生活や生産活動に必要な鍋・釜・鋤・鍬なども鋳造していたのではないかと思われるるのである。

「房顕覚書」⁽²⁸⁾で大永七年（一五二七）の項に「…前略…倉橋者廿日市河内カリ屋ナヘ一ツノ口論ニ付而、…後略…」とあり、カリ屋は厳島社の祭礼に際しての仮設小屋との見方も出来るが、前述のカリ屋々号の鋳物師が鋳造した鍋を市立ての見世で商いをしていたのではなかろうか。また、「芸藩通

志」には「…前略…嚴島と廿日市の人家釜鍋も他方の所鋸を用ひしめざるよし、…後略…」とあり、これらは廿日市の鋳物師が生活用具を鋳造していたことを示唆しているものとみられるのである。

むすびにかえて

廿日市鋳物師については先達の詳細な調査・研究が行なわれているが、これらは鋳造作品からの銘文に視点がおかれており、鋳物師の系譜にからんだ究明がなされたものが多くみられる。

廿日市鋳物師の鋳造作品で確認できるものは梵鐘・喚鐘・鰐口・燈籠・宝珠・九輪・露盤・擬宝珠などと扉金具や茶釜などであるが、これらの作品のほとんどは信仰に関わるものであり、これらの多くは銘文が刻されているために現在でも鋳造したことが確認できるのである。

本稿はこれまでの研究から視点をかえて廿日市の鋳物師が関わったとみられる鋳造活動の一端を解明してみた。この稿で述べた武器類は一時的な鋳造であつたのかも知れないが、銘文の刻されていない生産・生活用具の鋳造は長年にわたり行われたことは間違いないものと思われる。

この稿は間接史料による究明であり史料不足のため筆不足の謗りは免れない。今後も根本史料の発掘はあまり期待でき

ないものと思われる。現在、廿日市の中世・近世町屋跡の発掘調査が銳意進められており、铸造鉄型などが出土すれば確証度が増す研究が出来るものと思われ今後の調査を期待したい。

〔註〕

(1) 鑄造作品については廿日市鑄物師関連文献及び筆者の調査による。なお、廿日市鑄物師の研究については次の文献がある。

- a 結城次郎・磯貝勇「鑄物師山田次右衛門に就いて」『広島を繞る山の研究』一九三〇年。
b 石田米孝「鎌工山田次右衛門特集」『廿日市の文化』第八集(廿日市町郷土文化研究会)、一九六九年一二月。
c 石田米孝「廿日市の鑄物師」『廿日市町史』通史編(下)(廿日市町)、一九八八年三月。
d 片山清「芸備両国鑄物師の研究」一九六一年。
e 片山清「芸備両国の鑄物師補遺(上)」『史迹と美術』第五五号、一九八五年。
f 拙稿「宇佐の鉄燈籠鑄工についての一考察」『山口県地方史研究』第六五号(山口県地方史研究会)、一九九一年五月。
(2) 猪原薰一「向上寺の梵鐘銘に就いて」『芸備地方史研究』第五・六号(芸備地方史研究会)、一九五四年四月。と有馬成甫「向上寺の鉄砲関係鐘銘に就て」『軍事史研究』第四卷第一号(軍事史学会)、一九三九年がみられる。

(3) 『廿日市町史』資料編I、一九七九年三月。

(4) 『廿日市町史』通史編(上)、一九八八年三月。と廿日市市教育委員会『廿日市町屋跡』、一九八八年三月。には「かりや」(板屋)と呼ばれる店舗(店)があつたとあり、広島県埋蔵文化財センター『廿日市町屋跡2』、一九九九年三月。にはかり屋(板屋)すなわち仮設の店が並んでいた。また、廿日市市教育委員会『廿日市町屋跡2』、一九九九年三月。にはかり屋(板屋)の店が構えていたことが知られるとある。

(5) 前掲注(3)

- (6) 坪井良平『日本古鐘銘集成』(角川書店)、一九七八年六月。
(7) 「防長寺社由来」第七巻(山口県文書館)、一九八六年二月。
(8) 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』(法政大学出版局)、一九八九年一〇月。
(9) 山本勉彌・河野通毅『防長ニ於ケル郡司一族ノ業績』(藤川書店)、一九二五年一二月。
(10) 『毛利家文書』三(東京帝国大学文学部史料編纂掛)、一九三二年一二月。
(11) 長府毛利家編『毛利家乘』二(防長史料出版社)、一九七五年九月。
(12) 前掲注(11)
(13) 渡邊世祐「朝鮮役と我が造船の発達」『史学雑誌』第四六編第五号(史学会)、一九三五年。
(14) 広瀬喜運著・桂芳樹校訂『玖珂郡志』(マツノ書店)、一九七五年一〇月。
(15) 前掲注(11)、(13)